

令和5年9月15日(金) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	藤江 竜三
副委員長	望月 健一	
委員	稗田美菜子	議長	高柳貴美代
〃	香西 貴弘	副議長	青木 淳子
〃	住友 珠美		

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
(併) 行政管理部主幹	

○協議事項

議題1. 陳情第10号の不採択に伴う議員提出第5号議案の取扱いについて

午後2時56分開議

○【遠藤直弘委員長】 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



議題1. 陳情第10号の不採択に伴う議員提出第5号議案の取扱いについて

○【遠藤直弘委員長】 先ほどの本会議におきまして、陳情第10号が不採択となったことから、それに伴う議員提出議案の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。このことについて、議会事務局より説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御説明いたします。議員提出第5号議案は、委員会における陳情採択を受け、提出されたものでございますが、委員長から御説明のありましたとおり、本会議において陳情第10号が不採択となったところでございます。議員提出第5号議案の取扱いでございますが、前例では、議長の宣告により議決不要の取扱いとなっているところでございます。そのようなお取扱いでよろしいか、御確認を頂きたいと存じます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。このことについて御意見を承ります。よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、議員提出第5号議案について、議長の宣告により議決不要の取扱いとすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定を致します。なお、本件につきましては、前例では議会運営委員会委員長の報告は行っておりません。今回も同様に報告なしと致したいと存じますので、御了承いただきたいと思います。



○【遠藤直弘委員長】 これをもちまして議会運営委員会を散会と致します。

午後2時57分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年9月15日

議 会 運 営 委 員 長

遠 藤 直 弘